平成２５年（フ）第５６６号
堺市堺区北花田口町３丁１番15号
債務者　株式会社ＣＯＲＥ
代表者代表取締役　池田　　功
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渋谷麻衣子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３３８号
静岡市駿河区西脇890番―205号、商業登記簿上の本店所在地静岡市駿河区西脇890番
債務者　株式会社保険調査プロジェクト
代表者代表取締役　岩田　秋男
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　彦坂　礼子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月１日午後４時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１４７号
名古屋市西区那古野１丁目３番16号
債務者　株式会社アオキサプライ
代表者代表取締役　青木　健二
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西垣　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月１日午後１時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５４１号
広島県東広島市八本松飯田５丁目17番10号
債務者　株式会社前田工務店
代表者代表取締役　前田　信雄
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田かおり
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月１日午後３時
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２１９号
横浜市旭区都岡町65番地１　川越ハイツ203
債務者　株式会社デュナテークス
代表者代表取締役　川越　勝利
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤澤　玲央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月２日午前10時50分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５６号
神戸市北区有野町有野3919―１
債務者　株式会社タンポポ
代表者代表取締役　山澤美代子
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月９日午前10時15分
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７９０号
名古屋市西区花の木３丁目19番５号　佐藤ビル３Ａ
債務者　有限会社和幸
代表者取締役　大原　久幸
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀西　良美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月16日午後１時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１３号
山形県天童市泉町１丁目７番８号
債務者　清算会社　有限会社ビジネスソフト
代表者清算人　横尾　　博
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇野　和娘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午後１時30分
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２５１号
札幌市北区北26条西２丁目１番22号
債務者　三光企画株式会社
代表者代表取締役　小館　大介
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石塚　慶如
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月18日午前10時30分
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１９８号
北海道士別市朝日町中央4035番地
債務者　大岡　忠幸
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皆川　岳大
4　破産債権の届出期間　平成25年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月19日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９０号
北海道旭川市東３条２丁目１番６号　ロングライフ旭川303号室
債務者　吉井　　優
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　史人
4　破産債権の届出期間　平成25年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５６号
山形県米沢市窪田町小瀬1033番地
債務者　小関　勝善
1　決定年月日時　平成25年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　三之
4　破産債権の届出期間　平成25年８月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１１８号
三重県鈴鹿市道伯３丁目３番22号　ハイツＭ103号室
債務者　米原　幹人
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　英俊
4　破産債権の届出期間　平成25年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４２２号
広島市安芸区船越５丁目20―18、住民票上の住所広島県安芸郡海田町新町17番１号
債務者　桑原　弘子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　健太
4　破産債権の届出期間　平成25年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月１日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１６１号
名古屋市西区野南町34番地　ペガサス34―303号
債務者　杉原　由美
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　俊光
4　破産債権の届出期間　平成25年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月19日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６９号
福井市若杉４丁目1212番地　サンベル若杉201号
債務者　岩永　正人
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　淳
4　破産債権の届出期間　平成25年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月24日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係